

小林市・高原町・野尻町合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小林市・高原町・野尻町合併協議会規約（以下「規約」という。）

第12条第3項の規定に基づき、小林市・高原町・野尻町合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、小林市・高原町・野尻町合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、総務部会、企画財政部会、厚生部会、産業建設部会及び文教部会の5部会とし、その関係事務所管の長又は、その長が指名する者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

(役員)

第4条 各専門部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に支障があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて部会長が開催す

る。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会長は、必要に応じて会議に関係職員等の出席を求めることができる。
- 4 専門部会は、必要に応じて関係する部会又は、次条に規定する分科会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第7条 専門部会に必要に応じて分科会を設置することができる。

- 2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、専門部会の部会長が別に定め、幹事会へ報告するものとする。

(報告)

第8条 部会長は、会議における審議の経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する市町担当課等において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

◎部会長、○副部会長

専門部会名	小林市	高原町	野尻町
総務部会	◎ 総務課長	総務課長	総務企画課長
	職員課長		
	税務課長	税務課長	○ 税務課長
	監査委員事務局長	監査委員事務局	監査委員事務局
	選挙管理委員会事務局長	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
	公平委員会	公平委員会	公平委員会
	固定資産評価審査委員会	固定資産評価審査委員会	固定資産評価審査委員会
	議会事務局長	議会事務局長	議会事務局長
企画財政部会	◎ 財政課長	総務課長	総務企画課長
	会計課長	会計課長	会計室長
	管財課長	○まちづくり推進課長	
	企画調整課長		
	地域振興課長		
厚生部会	生活環境課長	○町民福祉課長	町民福祉課長
	市民課長	国民健康保険高原病院	ほけん課長
	ほけん課長	養護老人ホーム 峰寿園長	
	◎福祉事務所長	ほほえみ館長	
	介護保険課長	美化センター 事務局長	
	市立市民病院		
	中央保育所長		
産業建設部会	農業委員会事務局長	農業委員会事務局長	農業委員会事務局長
	○農林課長	農政畜産課長	◎ 経済課長
	商工観光課長	建設水道課長	畜産林務課長
	畜産課長	まちづくり推進課長	農村建設課長
	農村整備課長		水道課長
	建設課長		
	管財課長		
	水道課長		
農林建設課長			
文教部会	○社会教育課長	◎ 教育総務課長	教育課長
	学校教育課長		
	スポーツ振興課長		
	教育総務課長		